

令和2年第4回(6月)辰野町議会定例会会議録(第1日目)

1. 招集告示年月日 令和2年5月27日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和2年6月1日 午前10時00分
4. 議員総数 12名
5. 出席議員数 12名

1番	吉澤光雄	2番	向山光
3番	瀬戸純	4番	舟橋秀仁
5番	松澤千代子	6番	山寺はる美
7番	樋口博美	8番	池田睦雄
9番	津谷彰	10番	矢ヶ崎紀男
11番	小澤睦美	12番	岩田清

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度辰野町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度辰野町上水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度辰野町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正
予算(第2号)
- 日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予
算(第4号)
- 日程第8 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第4

- 号)
- 日程第 9 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 10 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2
号)
- 日程第 11 議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度町立辰野病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 12 議案第 10 号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予
算(第 2 号)
- 日程第 13 議案第 11 号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度辰野町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 14 議案第 12 号 専決処分の承認を求めることについて
辰野町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 13 号 専決処分の承認を求めることについて
辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 14 号 専決処分の承認を求めることについて
辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 17 議案第 15 号 専決処分の承認を求めることについて
辰野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条
例について
- 日程第 18 議案第 16 号 辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 19 議案第 17 号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 日程第 20 議案第 18 号 辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条
例について

- 日程第 21 議案第 19 号 辰野町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 20 号 辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 21 号 辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 22 号 辰野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 23 号 辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 議案第 24 号 辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27 議案第 25 号 令和 2 年度辰野町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 28 議案第 26 号 令和 2 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 29 議案第 27 号 令和 2 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 30 議案第 28 号 令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道 74 号線工事請負契約の変更について
- 日程第 31 議案第 29 号 辰野町道路線の認定について
- 日程第 32 報告第 1 号 (1) 令和元年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書
報告第 2 号 (2) 令和元年度辰野町土地開発公社事業決算書及び令和 2 年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について
- 日程第 33 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	総務課長	加 藤 恒 男
まちづくり政策課長	一ノ瀬 敏 樹	住民税務課長	竹 村 智 博
保健福祉課長	小 澤 靖 一	産業振興課長	赤 羽 裕 治
建設水道課長	宮 原 利 明	会計管理者	中 村 京 子
こども課長	菅 沼 隆 之	生涯学習課長	西 原 功
辰野病院事務長	今 福 孝 枝		

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 桑原高広

議会事務局庶務係長 田中香織

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第8番 池田睦雄

議席第9番 津谷 彰

10. 会議の顛末

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回6月辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日はコロナ対策のため、室内の換気を十二分に行うため、出入り口の扉を開いております。ご了承ください。ここで、議長の諸般の報告を行います。文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧ください。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第4回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町長

おはようございます。本日ここに第4回辰野町議会6月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しいところ、ご出席を賜り感謝を申し上げます。さて新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国に発令されていた緊急事態宣言は、5月25日に解除されましたが国内外ともに深刻な経済不況に陥っています。内閣府が5月18日発表した、1月から3月期の国内総生産GDPの速報値は、物価変動の影響を除いた実質で前期比0.9%減、年率換算では3.4%減となり4年3箇月ぶりに2四半期連続のマイナス成長となりました。新型コロナウイルスの感染拡大が、消費や輸出などを軒並み下押しする形となり、続く4月から6月期は緊急事態宣言による、外出自粛の影響でさらに悪化する見通しで、民間の研究機関は年率20%減と戦後最悪の落ち込みを予想しております。一方で専門家の間では規模の予測はつかないものの感染拡大の第2波、第3波は確実にやってくると言われています。宣言が解除されたとはいえ見えない感染に気を緩めてはなりません。長期戦の認識を崩さず国や県の方

針をふまえて迅速かつ適切に対応を図っていく方針です。町内においても経済、社会活動、教育ともに元の形の戻せるよう、この地域に適した形で段階的に対策を講じてまいりたいと思いますので、議員各位におかれましてもご理解とご協力をお願いいたします。さて町の財政状況に目を向けますと、昨年度は町税全体で前年と比較し0.6%ほどの伸びがありましたが、歳出については学校、保育園の空調設備設置やトイレ洋式化などの大規模事業の実施により、5年ぶりに財政調整基金を取り崩すこととなりました。今後新型コロナウイルスの影響で、町税等歳入の落ち込みが予想される中、新たな課題や緊急対応のための財源確保に努めていく必要がありますので、事業の見直しとともに更なる経費節減、効率的な行政運営に努めてまいります。本来ですと6月13日に第72回辰野ほたる祭りが開幕し、町内外の皆様にホタルの舞い立つ姿を楽しんでいただく予定でしたが、感染拡大防止のためやむなく中止とさせていただきました。さらに安全を最優先し、ホタルの発生期間中は童謡公園への立ち入りを、終日制限させていただくこととしましたので、今年はホタルの舞を見ていただくことはできませんが、その分来年は盛大なお祭りができますよう、今からできることに取り組んでまいりたいと思います。本日は二つのアイデアについてふれさせていただきました。一つ目のアイデアとして、広報たつのは一昨年第70回辰野ほたる祭りにあわせて、ほたる祭りの歴史等を10回シリーズで特集し掲載いたしました。この記事を1冊にまとめて町民の皆さんに配布し、こうした時期だからこそ、ほたる祭りの歴史や先人の苦労等を知っていただきたいと考えております。二つ目のアイデアは、このたびプロのミュージシャンに、ほたる祭りに合わせた楽曲をご提供いただきましたので、それを町民の皆さんに届けて、できるだけ多くの皆さんに歌っていただきたいというものであります。この夏あたりから曲名、曲の題名を一般公募し来年のお祭りに間に合わせたいと考えております。さて今定例会にご提案申し上げます議案は、専決処分関係では令和元年度補正予算11件と条例の一部改正4件、ほかに条例の一部改正9件、令和2年度補正予算3件と請負契約の締結1件、町道路線の認定1件のあわせて29議案であります。また報告事項といたしまして、令和元年度一般会計繰越明許費繰越計算書など2件があります。なお令和2年度一般会計補正予算（第5号）、辰野中学校第2体育館改修工事請負契約の変更についての2件を、追加議案として最終日に提案させていただきますのでよろしくをお願いいたします。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案承認、可決くださいますようお願い申し上げます、定例会召集にあ

っての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により議席8番、池田睦雄議員、議席9番、津谷 彰議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。山寺議員。

○議会運営委員長（山寺）

皆さんおはようございます。去る、5月27日議会運営委員会を開催し、令和2年第4回辰野町議会6月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。5月27日辰野町告示第17号によって辰野町長より6月定例会を6月1日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席の下、6月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程案並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告とさせていただきます。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程（案）朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から6月17日までの17日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、専決第1号、令和元年度辰野町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

令和元年度辰野町一般会計補正予算（第10号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は町税、地方特例交付金、地方交付税などの増、国庫支出金、基金繰入金、町債などの減、国・県支出金などの確定に伴う財源組替、不用額、町債基金繰入金の調整などによります、補正総額4億4,408万5,000円の減額で予算総額は88億9,623万4,000円となる専決補正予算であります。以下その大要を申し上げますと、歳入につきましては、町税、地方消費税交付金、地方特例交付金、地方交付税などの増額補正、分担金および負担金、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入、町債などの減額補正であります。歳出につきましては、総務費では退職手当組合負担金、ふるさと辰野奇付金、クレジット決済にかかる手数料、財政調整基金等への積立金の追加、集落支援員報償、地方創生推進交付金事業にかかる委託料の不用減額など各事業の不用額の整理が主なものであります。民生費では障害者自立支援給付費事業、福祉医療費給付金、一般非常勤職員報酬の不用額の整理が主なものです。衛生費では古紙類収集処理委託料とごみ処理に関する上伊那広域連合負担金の不用額の整理が主なものです。農林水産業費では町単土地改良事業にかかる工事負担金、地域農業基盤確立農業構造改善事業の工事請負費、有害鳥獣駆除などにかかる報奨金の不用額の整理が主なものです。商工費では商工業振興資金利子補給及び保証料、インターンシップ活用促進事業補助費の不用額の整理が主なものです。土木費では北沢東地区沢尻東原遺跡発掘調査委託、社会資本整備総合交付金事業の国庫補助減額による工事請負費等の不用額の整理が主なものです。教育費では各学校の町民会館の光熱水費、国庫補助金確定による工事請負費等の不用額の整理が主なものです。災害復旧費では農地災害、林道施設災害の重機等借り上げ料公共土木施設災害の工事請負費等の不用額の整理です。公債費では地方債の償還にかかる元金、利子償還金の不用額の整理です。歳入においては、滞納整理の強化等により税込確保を図り、歳出においては、経常経費の削減に努めてまいりました。歳入の確定に伴う増収分につきましては、将来の事業に備え財政調整基金繰入金の減額を行い調整いたしました。また繰越明許費ですが、各事業補助金の確定時期または適正工事期間の関係等により、年度内に完了困難なため翌年度へ繰り越すものでございます。今回社会資本整備交付金事業等1億5,576万8,000円が追加となり、繰越総額は5億8,675万1,000円です。債務負担行為ですが、社会資本整備総合交付金事業町道74号線工事は繰越事業としましたので、廃止いたしました。地方債補正ですが、各事業について事業費が確定し

たことにより金額を変更しました。以上のとおり、補正予算の対応を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

○瀬戸（3番）

すいません、教えていただきたいんですけども、歳出の方の47ページ民生費の部分なんですけども、保育園運営事務の報酬、一般非常勤職員の報酬が3,670万円の減ということなんですけども、この部分について保育士さんたちの報酬が減っているのかどうなのかっていうのを教えていただきたいんですけども、ちょっと最初の予算が1億2,900万円という中での今回の減額ということなんですけども、その内容を少し教えていただければと思います。

○こども課長

ただいまの質問にお答えさせていただきます。予算を組んだ時よりもですね令和元年度になりまして正職員が予定よりプラスになったこと、それから要は予算の時に一般非常勤職員の人数をですね、前年度並みに盛ってたもんですから、それについて減ったということになります。以上です。

○議長

ありませんか。質疑討論を終結いたします。吉澤議員。

○吉澤（1番）

歳入と歳出1箇所ずつ質問します。35ページ繰入金で町長もふれましたが、財政調整基金繰入金を4億3,097万4,000円減額しております。これによる令和元年度末の財政調整基金残高見込みを教えてください。また後の議案にかかわることですが、できればここで令和2年度末の財政調整基金残高も併せて教えていただければと思います。2点目は49ページ衛生費、0461塵芥処理事業、19の負担金、補助金及び交付金です。1,930万6,000円の減額であります。当初予算の約18%の減額になってます。これだけ減額になった要因についてどのように分析しているか教えてください。以上2点お願いします。

○まちづくり政策課長

それでは吉澤議員の最初の質問にお答えをいたします。財政調整基金前年度末の残

高から本年度専決補正によります 1 億 8,000 万を取り崩しまして、令和元年度末の残高は 18 億 8,007 万 1,406 円となります。18 億 8,007 万 1,406 円となります。その後当初予算で 6 億 5,900 万円を計上して予算化されておりますので、3 号補正による 2,700 万の取り崩し、それから今回で上程をしております 4 号補正による 6,570 万円の繰り入れを合わせまして、7 億 5,170 万円となりますので現時点での令和 2 年度の見込み額は、11 億 2,837 万 1,406 円という見込みとなります。以上です。

○住民税務課長

衛生費の塵芥処理の負担金につきまして、上伊那広域連合のごみの処理費用、それと湖北行政事務組合の衛生センターの処理費用が確定したところによりまして、不用額が生じたものでございます。以上です。

○議 長

ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 1 号、令和元年度辰野町一般会計補正予算（第 10 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 4、議案第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 2 号、令和元年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

令和元年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 4 号）について、提案理由をご説明申し上げます。1 ページ目をご覧ください。収益的収入支出の予算の総額に変更はございません。3 ページ目をご覧ください。事業 9102、配水及び給水費の路面復旧費、これは緊急対応できる予算なんですけれども 400 万円の不用、事業 9104、総係費の委託料 371 万円の不用とするものです。事業 9105、減価償却費、事業 9106、資産消耗費につきましては、固定資産調査によって本年度増加しました有形固定資産減価償却

費 316 万 4,000 円、固定資産除却費を 454 万 6,000 円追加をしました。以上提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論をおこないます。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 2 号、令和元年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 2 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 5、議案第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 3 号、令和元年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

令和元年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明申し上げます。1 ページ目をご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,070 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,129 万 3,000 円とするものです。歳入についてご説明申し上げます。7 ページをご覧ください。簡易水道債を 1,070 万円減額にしました。簡易水道債の減額は、歳出の減額がより不用となったものでございます。歳出について説明します。8 ページをご覧ください。委託料 1,070 万円を不用減額しました。簡易水道固定資産台帳整備委託料の減額により不用となったものでございます。以上提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論をおこないます。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第3号、専決処分の承認を求めることについて、専決第3号、令和元年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり承認することに決しました。日程第6、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて、専決第4号、令和元年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第4号、令和元年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算第2号について、提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に変更はございません。歳入について説明します。7ページをご覧ください。下水道使用料を70万増額しました。8ページをご覧ください。特定環境保全公共下水道債を70万円減額しました。使用料の増額に伴い減額となっております。歳出についてご説明申し上げます。9ページをご覧ください。財源の組み換えを行いました。一般財源を70万円増額し、地方債を70万円減額しました。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論をおこないます。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑討論を終結いたします。これより議案第4号、専決処分の承認を求めることについて、専決第4号、令和元年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算第2号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて、専決第5号、令和元年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第5号、令和元年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明申し上げます。1ページ目をご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,104万円とするものでございます。歳入についてご説明申し上げます。6ページをご覧ください。農業集落排水事業費分担金を63万円減額しました。歳出についてご説明申し上げます。7ページをご覧ください。歳出では工事請負費63万円を減額しました。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論をおこないます。ありませんか。

（議場 なし）

質疑討論を終結いたします。これより議案第5号、専決処分の承認を求めることについて、専決第5号、令和元年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり承認することに決しました。日程第8、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて、専決第6号、令和元年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

令和元年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の、提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出のそれぞれ4,165万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ21億2,024万4,000円とするものでございます。内容につきましては6ページをご覧ください。歳入でご

ざいます。収納額が確定となりました国民健康保険税のうち一般被保険者分につきましては、1,270万1,000円を減額し退職者被保険者分につきましては361万9,000円を減額するものでございます。8ページをご覧ください。使用料及び手数料について金額が確定いたしましたので、督促手数料11万円を減額するものでございます。9ページをご覧ください。国庫支出金であります。国庫補助金の交付額の決定により、2万6,000円を増額するものであります。10ページをご覧ください。県支出金ですが、県補助金の交付額決定により、普通交付金および特別交付金合わせて1,119万6,000円を減額するものです。11ページをご覧ください。財産運用収入について3,000円を増額いたします。12ページをご覧ください。繰入金ですが、町の一般会計から繰り入れ金額の確定に伴い、一般会計繰入金を113万円減額し、基金繰入金を1,600万円減額するものであります。13ページをご覧ください。諸収入ですが、延滞金加算金及び過料として240万円を増額し、雑入として6万7,000円を増額いたします。どちらにつきましても金額の確定によるものでございます。次に歳出でございます。14ページをご覧ください。こちらは財源組替でございます。15ページをご覧ください。保険給付費のうち療養諸費について、一般被保険者療養給付費を1,300万円、退職被保険者等療養給付費を50万円それぞれ減額するものであります。次に高額療養費について、一般被保険者等高額療養費を150万円減額するものでございます。出産育児諸費につきまして、出産育児一時金対象者の確定により169万6,000円を減額するものでございます。17ページは財源組替でございます。18ページをご覧ください。保健事業費のうち特定検診事業費を280万円減額し、疾病予防費を24万9,000円増額するものでございます。19ページをご覧ください。基金積立金ですが基金利子分1万4,000円を国保支払準備基金に積み立てるものであります。20ページをご覧ください。諸支出金について、償還金及び還付加算金を61万9,000円増額し、繰出金で直営診療施設勘定繰出金として辰野病院繰出金を518万円増額するものであります。21ページをご覧ください。予備費を2,822万3,000円減額するものであります。以上提案内容を申し上げました。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論をおこないます。ありませんか。吉澤議員。

○吉澤（1番）

20ページ、諸支出金、5032直営診療施設勘定金の繰出金です。当初予算に比べて

かなり大きな最終補正となっておりますが、このようになった事情、背景をご説明いただきたいと思います。

○住民税務課

ただいまのご質問でございますが、辰野病院繰出金 518 万円の内訳でございますけれども、特別調整交付金、辰野町は医師確保のため独自事業を実施しておりまして、国県の評価として 338 万 4,000 円、辰野町評価として 179 万 6,000 円を繰出してるものでございます。

○議 長

ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 6 号、令和元年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 6 号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第 9、議案第 7 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 7 号、令和元年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。ここで提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

令和元年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 183 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 460 万円とするものでございます。6 ページ目をご覧ください。歳入でございます。診療収入の確定によりまして、第一診療所診療収入につきましては 65 万円を、川島診療所診療収入につきましては 148 万円をそれぞれ減額するものでございます。7 ページをご覧ください。諸収入のうち雑入を 3,000 円減額するものです。8 ページをご覧ください。繰越金について 30 万 9,000 円の増額となりました。次に歳出につきまして 9 ページをご覧ください。総

務費では施設管理費のうち第一診療所施設管理費を7万円、川島診療所施設管理費を86万円それぞれ不用減額するものでございます。医業費は第一診療所分を15万円、川島診療所分を75万円それぞれ不用減額するものでございます。以上提案説明を申し上げます。ご審議の上原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑討論をおこないます。ありませんか。吉澤議員。

○吉澤（1番）

6ページ歳入、診療収入補正前の金額に4割ほどの減額となっております。利用者が見込みよりも減ったのか診療単価が落ちたのか、あるいは診療日数が減ったのかこの減額の要因について見解をお聞かせいただければと思います。

○住民税務課長

はい。ただいまのご質問でございますが、患者数の減少が毎年著しく減ってきております。それが第一の要因となります。第一診療所におきましても川島診療所におきましても、高齢の方がお亡くなりになったとかそういうことで患者数が大分減少してきているところです。以上です。

○議長

よろしいですか。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑討論を終結いたします。これより議案第7号、専決処分の承認を求めることについて、専決第7号、令和元年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第10、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて 専決第8号、令和元年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

令和元年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページ目をご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ348万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億56万5,000円とするものでございます。内容につきましては、6ページをご覧ください。歳入でございます。後期高齢者医療保険料のうち特別徴収保険料の現年度分を実績により182万3,000円、普通徴収保険料のうち現年度分を146万2,000円減額するものでございます。7ページをご覧ください。諸収入について保険料還付金を20万円減額するものでございます。次に歳出でございます。8ページをご覧ください。後期高齢者医療広域連合納付金のうち後期高齢者医療徴収費の負担金保険料納付金を328万5,000円、利子及び割引料を20万円それぞれ不用減額とするものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて、専決第8号、令和元年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第11、議案第9号、専決処分の承認を求めることについて、専決第9号、令和元年度町立辰野病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第9号、令和元年度町立辰野病院事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。予算3条に定めました収益的収入の予定額ですが、こちらに518万円を加え総額を21億3,129万円とするものでございます。3ページをご覧ください。先ほど国保の特別会計の補正予算の方にもありまし

たが、国民健康保険特別会計からの繰出金ということで国の国保特別調整交付金その中にあります医師確保とあるいは整備事業かかりました事業費について国民健康保険会計を通しましていただく補助金が518万円でございます。以上、提案理由を申し上げました。原案承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第9号、専決処分の承認を求めることについて、専決第9号、令和元年度町立辰野病院事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり承認することに決しました。日程第12、議案第10号、専決処分の承認を求めることについて、専決第10号、令和元年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第2号)を議題いたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第10号、専決第10号、令和元年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第2号)を提案するにあたり、提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ42万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,670万2,000円とするものでございます。内訳につきましては6ページをご覧ください。歳入では使用料は告知システム使用料41万9,000円の減額、手数料は告知システム広告利用等手数料8,000円の減額、7ページの利子及び配当金は基金の利子1,000円の増額であります。歳出につきましては8ページをご覧ください。一般管理事務は積立金の財源組替、維持管理事務は需用費における不用額の整理であります。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第10号、専決処分の承認を求めることについて、専決第10号 令和元年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり承認することに決しました。日程第13、議案第11号、専決処分の承認を求めることについて、専決第11号、令和元年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第11号、専決第11号、令和元年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第4号)の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,091万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,837万3,000円とするものでございます。内容について申し上げます。6ページをご覧ください。歳入でございますが、6ページの保険料から7ページの国庫支出金、8ページの支払基金交付金、9ページの県支出金、10ページの繰入金につきましてはこのあと歳出で説明申し上げます。介護保険サービス給付費や地域支援事業費等の、1年間の給付実績に基づき、第1号被保険者、国、社会保険診療報酬支払基金、県町のそれぞれの財源負担割合に応じて予算額を調整するものでございます。その内訳は、まず6ページの保険料が45万4,000円の減額、7ページの1項、国庫負担金が2,318万5,000円の減額、2項、国庫補助金が1,353万2,000円の増額、8ページの支払基金交付金が387万5,000円の減額、9ページの1項、県負担金が233万3,000円の減額、3項、県補助金が187万7,000円の減額、10ページの町一般会計からの繰入金が301万円の減額でございます。11ページの諸収入は6万3,000円の減額で、総合事業よつばやりハビリ教室利用者の自己負担金が主なものであります。12ページの財産収入は34万8,000円の増額で、介護給付準備基金積立金の利子でございます。次に13

ページからの歳出でございますが、いずれも事業費確定に伴います不用減額が主なものでございます。13 ページの総務費では1 項の総務管理費で35 万9,000 円の減額、2 項の徴収費で29 万9,000 円の減額、14 ページの3 項介護認定調査会費で70 万1,000 円の減額でございます。続いて15 ページの保険給付費でございますが、768 万3,000 円の減額で、介護保険が適用となる居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなどにかかる介護保険サービス等諸費が主なものでございます。16 ページの地域支援事業費でございますが、2 項の包括的支援事業・任意事業費が280 万7,000 円の減額で地域包括支援センターの運営費が主なものでございます。また18 ページの3 項、介護予防・生活支援サービス事業費は868 万4,000 円の減額となり総合事業よつば、リハビリ教室、あゆみ、訪問サービスA と介護予防ケアプランの作成委託料の減額が主なものでございます。20 ページの基金積立金につきましては利子の34 万8,196 円と今回1,000 万円を介護給付準備基金に積み立てるものでございます。これによりまして、令和元年度末の基金の残高は3 億4,341 万6,626 円となりました。21 ページの諸支出金は償還金及び還付加算金が17 万4,000 円の減額、22 ページは予備費を1,011 万7,000 円減額するものでございます。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○瀬戸(3番)

はい、すいません。18 ページ歳出の方の地域支援事業費の中の、8037 介護予防・生活支援サービス事業費の中の負担金、補助及び交付金なんですけども、これ3 月議会にも1,000 万ほど減額で補正が出ました。またここで400 万の補正が出てるっていうことなんですけども、この、先ほどよつばやリハビリ、訪問A など本当にすべてに関して、利用されてない人たちが減ったのかなと思うんですけども、その理由として利用の要望がないのか、それともその利用料がちょっと高くて払えなくて遠慮して利用されていないのか、というところは何か把握していたら教えていただければと思います。

○保健福祉課長

はい。質問にお答えします。負担金の欄でございますけれども、この負担金に関わる事業はあゆみ、それから訪問サービスA、それと現行担当の通所介護予防サービスと

訪問介護サービスでございます。あゆみあるいは訪問サービス A につきましては、利用者人数はそれほど変わっておりませんが、1 週間あたりの利用回数が少し減っております。といいますのは、利用者の方が希望する回数がありますけれども、事業所の受け入れ態勢等にもよります、1 週間あたりの回数が減っているということになります。業者でありますけれども、あゆみや訪問サービス A を使っている方につきまして、介護保険の給付要介護に移られる方もいますし、逆に総合事業基本チェックリストに該当する前のフレイル予防等の充実によります、要支援等あるいは事業対象者に移行するのが遅くなる、といったようなことも考えられると思います。額が大幅に減額となった理由のもうひとつには、昨年 10 月に新たな介護職員の処遇改善加算がありましたけれども、この金額を当初予算では多く見積もっておりまして、実際に利用者の減額によって、その加算額も大きく減額しなければならなかった、ということが主な原因でございます。以上です。

○議長

ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 11 号、令和元年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 11 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 14、議案第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 12 号、辰野町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 12 号、辰野町税条例等の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。ここでは改正の概要について、ご説明させていただきます。本議会上程の辰野町税条例等の一部を改正する条例につきましては、令和 2 年度税制改正におけ

る地方税法の一部を改正する法律等の上位法令の改正に伴いまして、辰野町税条例の改正を行うものでございます。住民税関係におきましては、すべてのひとり親家庭に対しまして、公平な税制を実現する観点から、婚姻暦の有無による不公平、また男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するため、従来の寡婦控除の見直し、ひとり親控除を適用するものでございます。資産税関係におきましては、登記簿所有者が死亡などにより、所有者不明となっている土地におきまして、その土地の使用者を所有者とみなすための改正でございます。町たばこ税関係におきましては、第1条において、たばこ1本あたりの重量が1g未満の紙巻たばこに類似した、軽量たばこにつきまして、紙巻たばこ1本と換算する方法に改正するものでありますが、激変緩和措置としまして令和3年9月30日までは、0.7本とするものでございます。2条におきまして、先ほどの0.7本と換算したものを本則の1本と換算する改正でございます。税全般に関しましては、1点目に還付加算金と延滞金の割合を引き下げる改正でございます。これは市中金利の実勢をふまえ、国税の見直しと同様に地方税におきましても引き下げを行うものでございます。2点目は上位法令である地方税法の改正に伴い、項や号の番号ずれの改正及び平成から令和への元号改正でございます。地方税法等の一部を改正する法律は、令和2年3月31日に公布されたことに伴いまして、専決処分をお願いするものでございます。以上提案説明を申し上げます。ご審議の上原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結します。お諮りいたします。議案第12号につきましては、会議規則第37条の規定により、総務産業常任委員会に付託したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。これによって議案第12号は総務産業常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第15、議案第13号、専決処分の承認を求めることについて、専決第13号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題

といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。令和 2 年度税制改正によりまして、地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、上位法令である地方税法の改正がされたことに伴う辰野町都市計画税条例の一部を改正するものでございます。お手元の資料、新旧対照条文をご覧ください。1 ページ目でございます。第 2 条第 2 項につきましては、上位法令である地方税法の項番号ずれによる所要の整備でございます。1 ページ下附則第 3 項につきましては、上位法令による地方税法の規定が廃止されたことによる削除でございます。2 ページ目をご覧ください。第 4 項、第 5 項につきましては項番号のずれによる改正でございます。改正後第 5 項につきましては水防法上の浸水被害軽減地域に指定された土地、いわゆる浸水の拡大を抑制する効果があると、認められる自然堤防などの盛土構造物の土地をいいます。その土地の都市計画税について 3 分の 2 を参酌し、2 分の 1 以上 6 分の 5 以下の範囲で市町村の条例で定めることとされております。辰野町には該当土地は存在しておりませんので、参酌基準である 3 分の 2 を規定するものでございます。第 6 項から 6 ページの第 16 項までは上位法令である地方税法の改正による条例の項番号のずれ、また平成から令和への改元に伴う所要の整備でございます。以上提案説明を申し上げます。ご審議の上原案承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 13 号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 場

異議なしと認めます。よって議案第 13 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 16、議案第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 14 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。上位法令の地方税法等の一部を改正する法律などが令和 2 年 3 月 31 日に公布されたことに伴いまして、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正しましたので、議会の承認を求めるものでございます。お手元の資料新旧対照条文をご覧ください。1 ページ目でございます。第 2 条第 2 項におきまして課税限度額を 61 万円から 63 万円に引き上げるものでございます。第 2 条で課税限度額を引き上げたことに伴い、第 23 条において、減額の上限を 61 万円から 63 万円に引き上げ、第 2 号において、5 割軽減となるものの、基準額である判定所得額を 28 万円から 28 万 5,000 円に引き上げ、第 3 号において、2 割軽減となるものの基準額である判定所得額を 51 万円から 52 万円に引き上げる改正でございます。以上提案説明を申し上げました。ご審議の上、原案承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 14 号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 14 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 17、議案第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 15 号、辰野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、辰野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。上位法令であります情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正が令和元年 5 月 31 日に公布、同年 12 月 16 日に施行で行われたことに伴い条例の一部を改正するものでございます。新旧対照条文をご覧ください。第 6 条は書面審理の際、町が提出します弁明書について定めたものでありますが、第 2 項は電子申請で提出した場合でも紙文書と同様に扱う旨を定めた項目でございます。上位法令が変わり法律名の改正と条番号の整備でございます。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 15 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 15 号、辰野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 15 号は原案のとおり承認することに決しました。ただ今より暫時休憩といたします。再開時間は 11 時 35 分、11 時 35 分といたしますので、時間までにご入場をお願いいたします。

休憩開始 11 時 19 分

再開時間 11 時 35 分

○議 長

再開いたします。日程第 18、議案第 16 号、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 16 号、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。令和 2 年 4 月から辰野町において、育児短時間勤務を制度化したことに伴い、条例の一部を改正するものであります。育児短時間勤務とは、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定による、小学校就学までの子を養育する目的で、職員が常勤職員のままで通常の勤務時間より短い時間で勤務できる制度で、当年度より導入することといたしました。新旧対照表の 1 ページをご覧ください。主な点を申し上げます。改正後に追加をいたしました、第 2 条第 2 項で、育児短時間勤務の承認を受けた職員の 1 週間あたりの勤務時間は、任命権者が定めるものといたします。第 4 項で、任期付短時間勤務職員の勤務は、休憩時間を除き 4 週間を越えない期間につき、1 週間当たり 31 時間までの範囲内での勤務としました。2 ページをご覧ください。時間外勤務について定めた第 4 条では但し書きを加え、育児短時間勤務職員等については、公務の運営に著しい支障が生じる場合に限り、命ずることができるものといたしました。この条例は公布の日から施行し令和 2 年 4 月 1 日から適用いたします。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第 16 号につきましては会議規則第 37 条の規定により、総務産業常任委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 16 号は総務産業常任委員会に付託することに決定しました。日程第 19、議案第 17 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 17 号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。議案第 16 号同様、育児短時間勤務の制度化に伴い条例の一部を改正するものであります。新旧対照表の 1 ページをご覧ください。主な点を申し上げたいと思います。改正後追加いたします第 7 条の 3 では、育児短時間勤務職員等の給与月額は勤務時間数に応じた額を支給するといたしました。当該職員本来の給与月額に任命権者の定めた 1 週間当たりの勤務時間を、通常の勤務時間で除した数を乗じて得た額となります。第 18 条の通勤手当については、原則通常勤務と同様でございますが、通勤回数に応じてその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額と加えました。時間外勤務についても通常勤務と同様に支給いたします。2 ページをご覧ください。第 26 条期末手当と第 29 条勤勉手当については、育児短時間勤務により短縮された勤務時間の短縮分に応じた期間が在職期間や勤務期間から除かれて算定いたします。この条例も公布の日から施行し令和 2 年 4 月 1 日から適用いたします。以上提案理由を説明いたしました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 17 号につきましては会議規則第 37 条の規定により、総務産業常任委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 17 号は総務産業常任委員会に付託することに決定しました。日程第 20、議案第 18 号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 18 号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。令和 2 年 3 月 27 日に非常勤消防団員等にかかる損害補償

の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことにより、条例の一部を改正するものであります。消防団員等が公務災害で負傷あるいは死亡した場合の損害補償について定めたものであります。補償額の算定に用いる補償基礎額は、国家公務員一般職の職員の給与に関する法律の、別表第4イ、公安職俸給表を元としております。昨年この法律が改正され俸給表も改定されたことに伴い政令で定める補償基礎額、日額についても改定となりました。合わせて傷害補償年金前払一時金が支給される場合の、傷害補償年金等の支給停止期間の算定に用いる利率も、100分の5から事故発生日における法定利率に改定となり、これらに伴い条例の該当箇所を変更、改正するものであります。新旧対照表の1ページをご覧ください。第5条第2項第1号中の3行目から始まります。死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断により、死亡の原因である疾病の発生が確定した日の次に（以下「事故発生日」という）を加え、以降の同様箇所をそれぞれ「事故発生日」に改めます。同項第2号中、6行目の消防作業従事者に掛かる裁定額8,800円を8,900円に改めます。2ページをご覧ください。附則第3条の4、第5項第2号及び第6項、続く3ページの附則第4条、第7項及び第8項中の100分の5を事故発生日における法定利率に改めます。3ページから4ページにかけての別表の補償基礎額のうち勤務年数10年未満または10年以上20年未満の団長及び副団長と分団長以下の補償基礎額をそれぞれ記載のとおり改めます。この条例は公布の日から施行し令和2年4月1日から適用いたします。また経過措置といたしまして、4月1日適用日に事由の生じた補償と4月1日前に事由が生じた補償の4月1日以後の期間に掛かる傷病補償年金等についての適用となります。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第18号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。日程第 21、議案第 19 号、辰野町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 19 号、辰野町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由をご説明申し上げます。ここでは改正の概要についてご説明申し上げます。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、税制上の支援策を講ずるため、上位法令である地方税法の一部を改正する法令が、令和 2 年 4 月 30 日に公布、施行されたことに伴いまして、辰野町税条例の一部を改正するものでございます。住民税関係におきましては、第 2 条において行事や公演等のイベントの中止による入場料等の払い戻しをしなかった場合、その金額を寄付金控除として適用するものでございます。また住宅借入金特別税額控除の適用期間を 1 年間延長するものでございます。資産税関係におきましては、第 1 条におきまして新型コロナウイルス感染症拡大の影響下におきまして、中小企業が設備投資を行った場合機械装置などに対する従来の特例措置に加え、その事業の用に供する家屋及び構築物に対しての特例措置を設けるものでございます。軽自動車関係では、昨年度から開始された環境性能割の軽減税率の適用期間を、令和 2 年 9 月 30 日から 6 箇月延長するものでございます。税全般としましては、徴収猶予の特例に関する手続きを規定するもの、また上位法令である地方税法等の改正に伴い条、項、号の番号ずれによる改正でございます。以上提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 19 号につきましては、会議規則第 37 条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(会場 異議なしの声)

異議なしと認めます。よって議案第 19 号は総務産業常任委員会に付託することに決定しました。日程第 22、議案第 20 号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 20 号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由をご説明申し上げます。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、税制上の支援を講ずるため、上位法令である地方税法の一部を改正する法令が令和 2 年 4 月 30 日に公布、施行されたことに伴い、辰野町都市計画税条例の一部を改正するものでございます。上位法令である地方税法の改正に伴い条、項、号の番号ずれによる改正でございます。以上提案内容を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 20 号につきましては会議規則第 37 条の規定により、総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 20 号は総務産業常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第 23、議案第 21 号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 21 号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由をご説明申し上げます。ここでは改正の概要についてご説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国民健康保険の被保険者が感染または感染の疑いにより労務を服することができず給与等の所得が減少したものに對する傷病手当の支給金額や支給期間の規定を設けるものでございます。この条例は

公布の日から施行いたしまして、令和2年1月1日に遡って適用するものでございます。以上提案内容を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第21号につきましては会議規則第37条の規定により、福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第21号は福祉教育常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第24、議案第22号、辰野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第22号、辰野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由をご説明申し上げます。長野県後期高齢者医療広域連合による後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる被保険者に対する、傷病手当の支給にかかる申請書の受付事務を町が行うために条例化するものでございます。以上提案内容を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 22 号につきましては、会議規則第 37 条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

異議なしと認めます。よって議案第 22 号は福祉教育常任委員会に付託することに決定しました。日程第 25、議案第 23 号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○こども課長

議案第 23 号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。令和 2 年 4 月 1 日に特定教育保育施設及び特定地域型保育事業ならびに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されました。これにより保育等を確実に実行するために、特定地域型保育事業者が連携施設を確保しなければならない場合の条件が緩和されましたので、条例を改正するものであります。特定地域型保育事業者とは、家庭的保育や小規模保育などを行う事業者をいい、連携施設とは特定地域型保育事業者に協力をする認定子ども園や保育所をいいます。新旧対照表を用意しておりますが、改正箇所には法令条項の引用がありますので、要約して説明をさせていただきます。特定地域型保育事業者は満 3 歳未満の子どもが家庭的保育や小規模保育を終了する際に、その後の保育を受け入れてくれる連携施設を確保しなくてはならない、ということが前提となっているところ改正前の条例では特定地域型保育事業者がさまざまな条件、条件というのは第 42 条第 5 項に規定されておりますが、このさまざまな条件に当てはまる協力者を確保した場合に限って、町長は特定地域型保育事業者に対し、連携施設の確保を免除することができるとしていました。この条件を緩和するためにここで新旧対照表の改正後にありますように、第 42 条第 4 項に新たな条件を追加する改正を行います。つまり町長があらかじめその後の保育の受け入れに必要な措置を講じている場合、例えば町の保育園で受け入れる体制を整えているような場合にも、町長は特定地域型保育事業者に対して、連携施設の確保を免除することができるといたします。なお辰野町には現在特定地域型保育事業者は存在せず、今後もこの事業を行うものが出てくる可能性は低いと考えられます。今回の改

正はこうした事業者が出てきた場合に備えての改正であり、したがって適用日も4月1日に遡らず公布の日といたしました。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第23号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり可決されました。日程第26、議案第24号、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○こども課長

議案第24号、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。令和2年4月1日に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されました。この厚生労働省令により、学童クラブなどに配置しなければならない支援員について、その資格条件が拡大されましたので条例を改正するものであります。新旧対照表をご覧ください。改正前は放課後児童支援員は都道府県知事が行う研修を終了しなければならないとしていました。改正後は都道府県知事に加え中核市の長、長野県では長野市長が該当しますが、この中核市の長が行う研修も可といたします。また研修前は経過措置として平成32年つまり今年の3月31日までは研修を終了する予定の場合も可としているところ、改正後は研修を終了する予定の場合も可とする期間を、当分の間に延長したいと思います。なお改正前の経過措置の期限がすでに過ぎておりますので本条令の適用日を令和2年4月1日に遡りたいと思います。以

上提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第24号、辰野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第24号は原案のとおり可決されました。日程第27、議案第25号、令和2年度辰野町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

令和2年度辰野町一般会計補正予算(第4号)を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、地域おこし企業人交流プログラム事業にかかる事業費、介護予防拠点整備にかかる事業費、辰野町保育園個別施設計画策定業務委託料、農業次世代人材投資事業交付金、ガンバル町内商店応援事業負担金、商工業振興資金利子補給及び保証料、道路台帳補正委託料の追加であります。補正総額は1億707万7,000円の追加で、予算総額は110億7,603万7,000円となる補正予算であります。以下その概要を申し上げますと、歳入につきましては分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金及び諸収入の増額であります。歳出につきましては総務費では特別定額給付金の口座振込手数料、実績とノウハウを有する企業と連携し地域課題の解決と地域活性化を図る、地域おこし企業人交流プログラム事業にかかる経費の追加です。民生費では子育て世帯への臨時特別給付金にかかる口座振込手数料と、川島区門前及び川上地区の介護予防センター改修にかかる費用、町内保育園の適正配置やあり方等の個別施設計画と、未来に向けた新しい保育、教育の基本構想を策定する辰野町保育園個別施設計画策定業務委託料の増加です。衛生費では高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業で使用する体温計と血圧計の備品購入費であります。

農林水産業費では次世代を担う農業者を目指す認定新規就農者を対象とした農業次世代人材投資事業交付金等の増額、また当初林業事業へ計上した森林経営管理制度向上委託料を森林管理事業へ振り替え細分化しました。商工費では新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けた町内商店を支援するガンバル町内商店応援事業負担金、辰野町商工会負担金、4月に新設した特別経営安定対策資金の利用増による商工業振興資金利子補給及び保証料の追加が主なものです。土木費では補正箇所を増による道路台帳補正委託料、錆や腐食により使用困難となった凍結防止剤簡易散布機購入費の追加です。教育費では県補助金の内示による財源組替です。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第28、議案第26号、令和2年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第26号、令和2年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を説明申し上げます。1ページ目をご覧ください。資本的収入及び支出の第1款、資本的支出で650万円追加し2億4,430万円とし、内訳は建設改良費へ650万円追加し1億430万円とするものでございます。3ページ目をご覧ください。支出の方ですが44の機械及び装置購入費で650万円を追加しました。内訳は機械及び装置購入費の右の欄にあります。今村送水ポンプ2号それから休戸電動弁モーターが今年度で故障を起こしまして、今2系列のあるうちの1系列で今両方とも動いている状態でございます。安定した水の供給のため今回追加をお願いするものでございます。以上提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第26号、令和2年度辰野町上水道事

業会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第26号は原案のとおり可決されました。日程第29、議案第27号、令和2年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第27号、令和2年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページ目をご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億1,052万円とするものでございます。内容につきましては6ページをご覧ください。歳入でございます。県支出金でございますが、県補助金として新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による新設する傷病手当に対する交付される保険給付費等交付金、特別調整交付金を50万円増額するものでございます。次に歳出です。7ページをご覧ください。保険給付費に新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に支給する傷病手当として50万円を増額するものでございます。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第30、議案第28号、令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道74号線工事請負契約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第28号、令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道74号線工事請負契約の変更について、変更内容を申し上げます。令和2年3月19日に締結いたしました、令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道74号線工事請負契約に変更が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。契約金額について5,335万円を3,165万8,000円増額し8,500万8,000円に変更するものです。契約の目的、契約の方法及び契約の相手方については変更ありません。以上変更内容を申し上げます。工事内容

につきましては、建設水道課長から説明申し上げますので、ご審議の上原案可決くださいようお願い申し上げます。

○建設水道課長

工事内容についてご説明申し上げます。令和2年3月11日の大雨によりまして、施工箇所の法面の土砂崩落があり現場の地形が大きく変わってしまいました。これにより測量と工法検討を再度行い令和元年度の交付金で実施する工事及び範囲を決定いたしました。今回の変更については令和元年度分の交付金で対応できなかった部分の鉄筋挿入工113箇所を令和2年度分の交付金を使用して増工するものでございます。工事内容については以上でございます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

○吉澤（1番）

現時点での竣工の見込みはいつ頃とみてるんでしょうか。

○建設水道課長

工期でいえば9月の終わりになってますが、現状をふまえてですね7月の30日までに完成するようにお願いをしている状況でございます。

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第28号、令和元年度社会資本整備総合交付金事業町道74号線工事請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり可決されました。日程第31、議案第29号、辰野町道路線の認定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第29号、辰野町道路線の認定について説明申し上げます。位置図の方をちょっとご覧いただけたらと思います。場所ですけれども宮木の下町、林ノ下といわれている地籍でございます。民間業者による3区画の宅地造成を行い、新設される道路が町道の認定基準どおり施工されその道路を新規に町道として認定するものでございます。

以上提案理由を申し上げました。ご審議いただき原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 29 号、辰野町道路線の認定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第 29 号は原案のとおり可決されました。日程第 32、地方自治法施行令第 146 条第 2 項及び地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による報告事項がありますのでお聞き取り願います。

○まちづくり政策課長

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により令和元年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告します。2 款 1 項の庁舎管理事務は、保管していた有害な PCB ポリエンカビフェニールの処理委託料、6 款 1 項の農業振興事業は、台風 19 号により罹災したハウスなどの復旧に対する強い農業担い手作り総合支援補助金、6 款 1 項の農地耕作条件改善事業は、小野地区の水路改修工事、6 款 1 項の農業水路等長寿命化・防災減災事業は、ため池ハザードマップ作成委託料及び長野県土地改良事業団体連合会への農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金、8 款 2 項の社会資本整備総合交付金事業は、中の橋の調査、設計等委託料、町道 74 号線法面補修工事、町道 1 号線及び町道 1076 号線ほか宮木下町地区の拡幅改良及び舗装工事、8 款 4 項の都市計画総務事務は、荒神山公園の町民体育館にかかる公園施設長寿命化対策工事設計委託料、10 款 1 項の教育委員会事務は、保管していた PCB の処理委託料及び辰野東小学校トイレ改修工事設計管理委託料、同じく 10 款 1 項の学校施設環境改善交付金事業は、辰野西小学校トイレ改修工事管理委託料及び工事、辰野東小学校トイレ工事管理委託料及び工事、辰野中学校第二体育館改修工事管理委託料及び工事ほか雑費にかかるものがございます。これらすべての事業費につきまして、令和 2 年度へ繰越手続きを行い繰

越明許費として事業を実施いたします。各事業の補助金の確定時期または適正工事期間の関係などにより年度内に完了困難なため翌年度へ繰り越すものでございます。繰越額は合計で5億8,675万1,000円です。以上報告いたします。

○産業振興課長

報告第2号、令和元年度辰野町土地開発公社事業決算書及び令和2年度辰野町土地開発公社事業計画書につきまして地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。最初に資料のご覧いただきたいと思っております。前後いたしますけれども、中段以降にございます令和元年度辰野町土地開発公社事業報告書から説明をさせていただきます。1ページをご覧ください。概要を申し上げます。令和元年度の事業は経営健全化計画に基づきまして、南部地区ほか5地区計7,484平米を処分し町からの繰出金により簿価の縮減を図りました。こちらにつきましては先般行われました、土地開発公社理事会2回の理事会におきまして全議案承認及び可決をいただいております。次に令和元年度辰野町土地開発公社事業会計決算書でございます。おめくりいただき1ページをご覧ください。収益的収入及び支出でございますが、収入では町からは土地開発公社の経営健全化のために4,000万円の予算をいただき先ほどの6地区計7,484平米を町へ売却し、その他用地の貸付等の附帯事業収益を合わせ第1款事業収益で4,541万4,090円、第2款事業外収益として251万7,012円、合計で4,793万1,102円となり、支出では第1款事業原価で4,000万円、第2款販売費及び一般管理費が15万8,210円、第3款事業外費用251万6,635円、合計4,267万4,845円、差引純利益が525万6,257円となっております。続いて2ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入は短期借入金の5億1,500万円で、支出の第1款資本的支出は短期借入金償還金で5億5,450万円でした。資本的収入額が資本的支出額に不足します額3,950万円は損益勘定留保資金で補填をいたしております。3ページをご覧ください。財産目録でございます。資産は現金預金4,094万2,192円、未収金5万円、完成土地等2億9,104万9,934円、資産合計3億3,204万2,126円、負債は短期借入金3億1,153万円、負債合計は3億1,153万円であります。差引純資産として2,051万2,126円でございます。続いてページをおめくりいただき5ページをご覧ください。貸借対照表でございます。資産の部で流動資産合計は3億3,204万2,126円で資産の部合計も同額でございます。負債の部で短期借入金は3億1,153万円、流動負債合計及び負債の部合計も同額でございます。資本

の部では基本財産300万円、前期繰越準備金1,225万5,869円、当期純利益525万6,257円を計上し資本の部合計は2,051万2,126円、負債・資本の部合計は3億3,204万2,126円となりました。6ページはキャッシュフロー計算書、7・8ページは収益的収支、資本的収支の明細書でございますので説明は省略させていただきます。議案の最初の方に戻っていただきまして、続きまして令和2年度辰野町土地開発公社事業計画書であります。1ページをめくっていただいて1ページをご覧ください。基本計画といたしまして、公有地の処分事業はございませんが、賃貸によります賃貸等また継続事業として3地区を計画執行してまいります。土地造成事業では処分事業予定地としまして3地区約4,076平米を計画し継続事業と合わせて9地区の分譲及び造成売却計画を実施していく予定でございます。また平成25年度から進捗中であります第2次辰野町土地開発公社経営健全化計画につきましては、継続実施いたしまして一般会計から借入の利子に対する補助金を繰入れ、保有地については町での買収を計画的に行いまして処分をしていく予定でございます。続きまして令和2年度辰野町土地開発公社事業会計予算でございます。1ページをご覧くださいと思います。収益的収入及び支出はともに5,120万7,000円でございます。2ページの資本的収入及び支出は資本的収入が資本的支出額に対して不足する額が、1億1,460万円となり損益残留留保資金で補填するものでございます。内訳としまして資本的収入は短期借入金で5億で資本的支出は6億1,460万円でございます。3ページ以降につきましては予算の実施計画を添付させていただきました。ご覧をいただきたいと思います。以上辰野町土地開発公社令和元年度事業報告及び令和2年度事業計画につきまして報告をさせていただきました。

○議長

ただいま2件について報告がありました。報告事項でありますので特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行いたいと思いますがありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第33、請願・陳情についてを議題といたします。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表朗読)

○議 長

以上、第7号、第8号、第9号、第10号は福祉教育常任委員会へ付託すること
にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって文書表のとおり福祉教育常任委員会に付託する
ことに決しました。次に「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
について」は総務産業常任委員会へ付託することにしたと思いますが、ご異議
ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって文書表のとおり総務産業常任委員会に付託する
ことに決しました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。よって本
日の会議はこれにて散会いたします。大変ご苦労様でした。

11. 散会の時期

6月1日 午後 0時 30分 散会